

---

## 第 5 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 4 日 )

平成 27 年 6 月 23 日 ( 火 曜 日 )

---

### 議 事 日 程

平成 27 年 6 月 23 日 午前 9 時 30 分 開会

#### 1 開会 (開議) 宣告

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 議案第 65 号 | 大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例を廃止する条例について   |
| 日程第 2  | 議案第 68 号 | 町道路線の変更について (町道坊領向原線)  |
| 日程第 3  | 議案第 69 号 | 平成 27 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号)  |
| 日程第 4  | 議案第 70 号 | 平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)  |
| 日程第 5  | 議案第 71 号 | 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号)   |
| 日程第 6  | 議案第 72 号 | 平成 27 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)  |
| 日程第 7  | 請願第 1 号  | 集団的自衛権関連法案を国会に提出しないよう求める請願書  |
| 日程第 8  | 請願第 2 号  | 請願書 (「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出の請願)   |
| 日程第 9  | 請願第 5 号  | 集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」に反対するよう求める請願書  |
| 日程第 10 | 陳情第 3 号  | NHK 受信料の全世帯支払い義務化に反対する意見書の提出を求める陳情   |
| 日程第 11 | 陳情第 4 号  | 地方自治法第 124 条以下及び国会法第 79 条以下並びに請願法について、日本国憲法第 16 条の請願権規定の趣旨に合致する形での改正を求める意見書の提出を求める陳情 |
| 日程第 12 | 陳情第 5 号  | 地方財政の充実・強化を求める陳情   |
| 日程第 13 | 請願第 3 号  | 請願書「大山診療所の存続と固定医の配置を求める請願」   |
| 日程第 14 | 請願第 4 号  | 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願  |
| 日程第 15 | 陳情第 6 号  | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2016 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書                         |
| 日程第 16 | 発議案第 7 号 | 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について  |
| 日程第 17 | 発議案第 8 号 | 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書の提出について   |
| 日程第 18 | 発議案第 9 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について   |

- 日程第 19 発議案第 10 号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出について
- 日程第 20 発議案第 11 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2016 年度政府予算に係る意見書の提出について
- 日程第 21 発議案第 12 号 安全保障関連 2 法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）の慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第 22 議員派遣について
- 日程第 23 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 24 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 25 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 26 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 27 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

---

**出席議員（16 名）**

1 番 加 藤 紀 之	2 番 大 原 広 巳
3 番 大 杖 正 彦	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 圓 岡 伸 夫	6 番 米 本 隆 記
7 番 大 森 正 治	8 番 杉 谷 洋 一
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岩 井 美 保 子	14 番 岡 田 聡
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 野 口 俊 明

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 …………… 手 島 千 津 夫      書記 …………… 提 嶋 護 大

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 …………… 森 田 増 範      教育長 …………… 山 根 浩

副町長 ……………小 西 正 記（午後1時退席）

教育次長…………… 齋 藤 匠

総務課長 ……………酒 嶋 宏 人権・社会教育課長 …… 門 脇 英 之

地方創生本部事務局長…福 留 弘 明 幼児・学校教育課長 …… 林 原 幸 雄

企画情報課長 ……………戸 野 隆 弘 税務課長……………岡 田 栄

建設課長 ……………野 坂 友 晴 水道課長 ……………野 口 尚 登

農林水産課長……………山 下 一 郎 農業委員会事務局…田 中 延 明

福祉介護課長 ……………松 田 博 明 健康対策課長 ……………後 藤 英 紀

観光商工課長 ……………持 田 隆 昌 地籍調査課長 ……………白 石 貴 和

住民生活課長 ……森 田 典 子（午後1時退席）

---

## 午前 9 時 30 分 開会

### 開議宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。6月定例会も、本日が最終日となりました。議案はあまり多くありませんが、しっかりとまた質疑等をしていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 議案第65号

○議長（野口 俊明君） 日程第1、議案第65号 大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 増加する条例を廃止しということですが、この条例を廃止する原因と要因といたしまして、外部からのいろいろな環境といいますか、外部からのこともあったり、また大山町の教育委員会からのこともあったりと思えますけれども、そのへんの外部と内部との割合はどの程度の関係で廃止ということになったかお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 野口議員から外部と内部ということについて、ちょっと理解ができないところがありますけれども、説明のなかで申し上げたところでありまして、特にこの大山町教育委員会の定数ということにつきましては、平成19年に地方教

育行政の組織及び運営に関する法律が改定をされて平成 20 年 4 月から保護者の委員を選任するということが義務化されたということでありまして、その際本町ではこの定数に対して増加する条例を制定をして 5 人から 6 人にさせていただいたという経過がございます。そういった経過のなかで今日まできておったわけでありまして、これも説明のなかで申し上げましたように、今年の 2 月に監査委員さんのほうから定例監査のなかで、そういった結果のなかから特に各種の委員会、あるいは審議会等の定数についての見直しということも求められたということもあって、このたび教育委員会委員さんの定数を以前のもとに戻すということで提案させていただいているというところでありまして、内部、外部ということについて、教育委員会のほうで把握するところがあれば、述べさせていただきたいと思っております。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 内部、外部っていうのは分かりませんが、鳥取県で 6 名の教育委員を要しておるっていうのは、大山町だけでございまして、県だけが、どこの都道府県も県だけが 6 名でして、中国地方見渡しても町村で 6 名というところは大山町だけだということでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 議案第 68 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、議案第 68 号 町道路線の変更について（町道坊領向原線）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 議案第 69 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、議案第 69 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（野口 俊明君） 12 番 吉原 美智恵君。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 商工費のなかの、ページ数としまして 14 ページ、伯耆の国大山開山 1300 年祭準備会補助金 150 万が計上してあります。これまでも説明を聞いては来ましたが、これまでの取り組みとして有識者会議の開催、伯耆の国、自治体市長、経済団体のへの協力要請、もろもろ書いてあります。取り組みで経過を、報告をお願いしたいと思います。今分かっている時点で。

それから準備会のメンバーも分かりましたら報告願います。というのも、もう大山寺もこの機会を逃せばなかなか浮揚することもできませんので、重要と考えます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 補正予算につきまして担当より答えさせていただきますのでよろしく願います。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。

○議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 失礼いたします。本補助金でございますが、地方創生交付金を活用しての事業として取り組もうとしているものであります。事業の内容といたしましては、議員もご指摘いただきましたとおりの正に準備に要する経費を計上させていただくわけでありまして、特に 1300 年に向けての地域全体としての機運を高めていくためのいろいろな取り組み、例えば研修会でありますとか講演会でありますとか、そういったような活動経費を想定しているところであります。

で、準備会のメンバー等でございますが、これにつきましては、現在県の担当部局と詳細協議中であります。まあ準備会でございますので、各界経済界、自治体、地元住民

の皆さん、宗教会、そういったような皆さんの、主だった皆さんによります構成を想定しております。

なお、実行委員会的なものに移行する際には、全県を挙げてのかなり広範な構成になるというふうに予想しているところであります。以上です。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長、12番。

○議長（野口 俊明君） 吉原 美智恵君。

○議員（12番 吉原 美智恵君） そういたしますと予算的には了解しましたが、どうしても大山観光局との関係もきちんと説明していただきたいと思っております。やはり、町もいろいろと事業費を出しながら、応援しているわけですので、観光局の取り組みについて、激励、監視、そういうところがこれからどんどん必要になってくるのではないかとありますが、それについてはどう考えますか。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。

○議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 続いて失礼いたします。これもご指摘の通り、一般社団法人大山観光局というのが、この1300年祭の取り組みに関してかなり重要なポジションを占めるものと考えております。特に、地域住民の皆さんの取り組み姿勢いかにこの事業の成否に大きく関わってくるということは、我々も県も認識を強くしているところでございますので、ご指摘のとおり観光局と二人三脚で進んでまいる必要があるというふうに考えております。以上です。

（携帯電話の音あり）

○議長（野口 俊明君） どなたか。誰かな。議場の中には、ひとつ傍聴者の皆さんもたぶん書いてあると思っておりますが、携帯電話等は持ちこまないということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 8ページですが、まず、その企画費、負担金補助及び交付金の中ですけれど、2項目からなっていますが、コミュニティー助成事業補助金ですね、これ1集落1団体への補助金ですが、もう少し具体的な内容、説明してください。中身です。

それからもうひとつの下の空き家家財道具等処分支援補助金50万円ですが、もう少しこれ具体的に説明していただきたいし、補助申請があったからなのか、あるとすればこれ何件分なのか、というようなことももう少し詳しく説明してください。

それから、12ページの農林水産のほうの林業費ですが、ナラ枯れ駆除委託料2000万円、大変大きな額ですけども、まあ当初予算にもあって、さらにこの6月補正でもということ、相当広がったのかなと。ナラ枯れの被害、どの程度広がったのか、そのあた

りももう少し詳細に説明願います。以上です。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 2点のご質問にお答えいたします。

1点はコミュニティー助成事業補助金の内容ということでございます。これにつきましては、2団体集落が該当しております。前集落につきましては集落行事の維持、伝統行事に利用されます太鼓、灯光器、提灯を購入の計画でございます。それともう1団体は名和子供太鼓、これについては和太鼓20、その他若干の物資等を購入をされる予定でございます。

それと空き家家財道具等の処分支援事業補助金の内容ということでございます。町の空き家バンク登録が、お願いしているんですけど、なかなか少ないということがございます。こういった状況を・・・（聞き取り不能）といいますか、阻害の要因の一つとして空き家にある家財道具の片づけ、貸される、貸出をされる方についてもネックになっているということがございます。今回この部分を新たに創設して支援しようということで、これについては登録していただいている、いただく物件につきまして誓約がなりましたらこれの片づけの支援をするということで、1件上限10万円ということで、今回は5件分、50万円の予算をお願いしているところであります。以上です。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） このたびのナラ枯れ被害の駆除委託料ということで2,000万計上させていただきました。これにつきましては、当初予算では駆除費は計上しておりませんで、今回の補正であげさせていただいたところでございます。被害につきましては25年から被害が町内で見られるようになりまして、26年度昨年につきましては、25年の4倍の被害量ということになったところでございます。

で、これにつきましては、まだ被害調査はこれからでございますので、今年度の被害状況というものはきちんと把握はできていないわけでございますけれども、昨年、一昨年の状況をみますとおそらくその昨年被害にあったところについては、またその周辺が被害にあうだろうということの予測ができるところでございます。駆除には期間的に年度内に終了するという事になれば、早く発注をして駆除をやりたいという思いがございまして、もしこれから7月、8月にかけて被害調査をしながら被害があれば速やかに発注をしていきたいということで、このたび2,000万を計上しているところでございます。

本年度の被害状況についてはこれからの調査になるところでございますけれども、昨年と同程度の被害区域というものは変わらないのではないかと、あるいはずっと拡大傾向になるかもしれんという予測はしているところでございます。以上です。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

- 議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。
- 企画情報課長（戸野 隆弘君） 先ほど説明させていただきました空き家家財道具処分費の関係で、少し説明が不足しておりましたので、補足をさせていただきます。
- 今回のこの事業につきましては、対象を若者、もしくは子育て世帯ということで限定をしております。失礼しました。
- 議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。
- 議長（野口 俊明君） 大森 正治君。
- 議員（7番 大森 正治君） もう少しお願いしたいんですが、先ほどの今の戸野課長がおっしゃった空き家家財道具等の補助金ですけども、まあ追加事業ですので、承認していたと思いますけども、このあれですね、家財道具の処分と言うのは原則として所有者が行うべきだなというのが常識的には、一般常識としては考えられるんですけども、その辺の公費で処分を行うというあたりの整合性ですね、はどのように考えていらっしゃいますか。
- 企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。
- 議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。
- 企画情報課長（戸野 隆弘君） 補助対象者としましては、登録物件の所有者ということを中心としております。その他として町長が特別な事情があると認めるものということもありますけども、基本は所有者ということで考えております。
- 議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。
- 議長（野口 俊明君） 大森 正治君。
- 議員（7番 大森 正治君） 私が聞いたのは、あっ、分かりました？意図が、はい、お願いします。
- 企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。
- 議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。
- 企画情報課長（戸野 隆弘君） 失礼いたしました。町が補助金を支出する理由ということでございましたか。大変失礼いたしました。この目的としまして先ほども申しましたけども、登録していただく物件が少ないということでそれを促進したいということがございます。現在、このことにつきましては、県の補助金の対象となっておりまして、県外の方が対象である場合は、県の補助対象にもなるということでございます。
- 町といたしましては、活用できる空き家を補助金を使って若者とか子育て世代に入っていただくということが地域の活性化につながるということでメリット考えておりますので、この補助金を、県の補助金を利用してこの制度を作りたいということでございます。
- 議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。
- 議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。



○議員（6番 米本 隆記君） 先ほど大森議員が言われたことに関連するんですけど、ナラ枯れ被害 12 ページですけども、これについてお聞きしたいんですが、実はこのナラ枯れにつきましては、もう何年も前から被害木の駆除ということでやっておりますけども、一向に成果が見えない。次々これは拡大しております。実は前にも私が担当した委員会の時ですね、例えば保護地帯のベルトを作ったらどうかとかいうふうなことで、それから侵入させないというようなことはどうかという話もさせてもらったことがあったと思うんですが、実際にこれは駆除していったらですね、被害木が消滅できるかどうかというところにかかると思うんですが、そのへんのところはどうか、できますかどうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 詳細については担当のほうからも述べさせていただきますけれども、議員おっしゃいますように、ナラ枯れについては、県内、特に東のほうから発生をしてきました。大山町においては、中山エリアのほうに発生が見られてそこから特に国立公園内に入っていったということで、県、試験場、関係機関、総動員の体制で初期の初動としての対応を取り組んできました。1年ぐらいそういった取り組みを進めていくなかで少し沈静化した経過がありましたけれども、ご案内のように昨年あたりから、特に国立公園内、特に鳥取県の西部のほうに大量に発生してきました。県のほうでもいろいろな調査をしておるわけでありまして、どういった形でそこに入ってきたのかなという要因の分析を調査するわけでありまして、1点は、島根県のほうにもナラ枯れの発生があっておりまして、これまで東からの防御という捉え方をしているなかで、山陰の西のほうからこの山麓のほうに入ってきたのではないかなというような点もあります。そうしたことを含めて、かなりのこの国立公園内に近いところに被害が広がってまいりましたので、県のほう、国のほうに強力な要請をして取り組みを強化したというところでありまして、特に国立公園内、伯耆町や江府町、まあ大山町はもちろんですけども、米子市も含めて入ってきた時には、国の予算が実はありませんでした。県のほうにも予算がないというところでありまして、県と一緒に国に働きかけをしながら、予算の獲得をし、徹底した防除の取り組みを進めていると。それ以降、空中防災ヘリ等を使っての調査も継続して実施していくというような流れになってきているところでもあります。

県も含めて国を含めてこのナラ枯れに対しては、継続してしっかりと予算の確保もお願いをしながら、進めているという経過であります。合わせましてこのたびの2,000万の予算につきましても10分の10という国のほうからの、県のほうからの予算立てをしてもらいながらの取り組みであるということも付け加えさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

[ 「なし」 「9番」 「議長、課長の答弁を」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 9番・・・あっ。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） まずベルト地帯というお話がございました。これは平成21年に大山町中山地区で初めて被害が確認された時に、東部からずっと西に向けて被害がまいてきておりました。そういった中でだいたい2キロ程度のところにクヌギ、コナラ等が全部なくなってしまえばそれ以上、被害が拡散しないではないかという考え方の下に、ベルト地帯というものがあつたわけですが、大山町自体がもう町全域が被害地域になってしまったということの考え方のなかではそのベルト地帯ということでの対応は非常に難しいというふうに考えているところです。とにかく大山周辺のみズナラ等、こういったものを守るべくその周辺の民地等にありますが、このたび26年度では約3,200本の被害木があつたわけですが、これの全量の駆除ということで26年度はやってまいりました。消滅できるかというお話がございましたけども、今の状況では完全にこれを退治をするということはまず困難ではないかなというふうには思っておりますけども、最大限予防措置なり、それからまた所有者の皆さんには常々お願いしておりますけども、やはり大きな大径木ほど被害に合いやすいという傾向がございますので、そういったところで所有者の皆さんには天然更新をしていただくためにも生きている間に切っただいて、材として使っただく、そういったことにも、町民、皆さんにも呼びかけながら予防に努めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。

○議長（野口 俊明君） 14番 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 14ページの消防費、防災対策費、コミュニティー助成事業補助金160万円ですが、小竹集落が購入するAEDの補助金、それからアルミ製折り畳み式リアカー、これAEDは最近の新聞報道によりますと心臓マッサージとか人工呼吸、あるいはAEDを含めてですが、初期の心臓マッサージ等で非常に蘇生率が上がっているということでAEDは非常に有効なんですけども、今回小竹集落が購入するわけですが、いったいどれくらい集落に普及しているものなのか、各集落に、大山町の集落どれくらい設置されているものか、もし分かればお願いいたします。できれば全集落に設置されればいいと思っております。

それからアルミ製折り畳み式リアカー、これは歩けない人の緊急時に歩けない人の搬送のために使うものでしょうか。ちょっと使用方法についてお願いします。説明をお願いします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ご質問のありましたコミュニティー助成事業補助金ですけれども、これは宝くじの助成事業でして、町を通しての補助ということで、町が補助をする部分ではございません。で、AEDですけれども、集落のほうで買われておられるかどうかまでは町が把握しておりませんので、台数等は分かりません。

それからリヤカーは、さっき言われたような動けない方を運ばれる場合もあると思いますし、荷物を運ばれる場合もあるということに使われるというふうに判断しています。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。

○議長（野口 俊明君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） AEDについては、ちょっと、非常に町民の命を守るために必要なものだと思いますが、調査してでも何らかの方法で、各集落に設置できる方法はないもののでしょうか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） AEDの設置ですけれども、緊急時に非常に効果があるということとは理解しておりますが、1台あたりですね、今回見積りでも27万程度、それから電池の交換等が必要になりまして、ちょっと何年か忘れたんですけれども、同じ程度の金額がかかりますので、そういうことを考えると、全集落に置くというのはちょっと難しい。まあ体育施設とか公共施設の設置でも、今年度だと思いますが、当初予算でかなりの金額を計上させていただいておりましたが、そういう経費が掛かりますので、今のところは考えておりません。

[ 「議長、9番」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） いや、いいですか。はい。9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 11ページですけども、園芸産地活力増進事業というのでですね、ありますが、これが弓浜の白ネギ共同選果場整備なんぼかの補助金を出すというようなことですが、この補助金についてですね、どのような率で、考え方ですね、基本的に。出荷量とか、町村割とかあったりすると思いますが、そのへんのところがどのようなことになっておるかということとですね、それから新たに園芸作物を導入拡大する取り組みに対して助成ということですが、何組ぐらいの、何人ぐらいの人に予定されているかということをお尋ねいたします。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） まず、ネギの関係でございます。これは西部農協がネギの共同選果場の改修工事をされるということにつきまして、県とそれから町は任意でございますけども、町も助成をするということにさせていただきました。で、負担割合

につきましては、今回は弓浜のネギの選果場でございます。そこの改修ということでございまして各町の負担割合については出荷量に応じて率を算出をいたしまして、このたび町の負担ということでネギについては 5.72%が大山町の生産者が利用しておられるということで、その率によりまして町負担を決めさせていただきました。で、県は限度額が事業費 6,000 万に対して県は 3 分の 1 が限度で 2,000 万までということになっております。で、事業費自体は 7,000 万以上の事業費ではございますけども、6,000 万の事業費と見込んでそれに対して県が 3 分の 1、それから町が 6 分の 1 ということで今回予算計上をしております。

それから経営多角化タイプということで、米から園芸作物への転換という事業が本年度単県事業で始まりました。これに取り組みたいということで今、希望を聞いておるのは 4 件でございます。以上です。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） このネギの選果場ですね、大山が 5.72 というのを聞きましたが、他の町村ではどこどこが出しておりますか。ちょっとお尋ねします。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 西部農協の調べによりますと、大山町以西、全市町村がそれぞれ出荷割合に応じた率がございますので、それに依りて全市町が負担をされるということで聞いております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 7 ページの 19 負担金補助及び交付金の震災に強いまちづくり促進事業補助金 123 万 3,000 円です。県のホームページを見ますと大山町は倉吉、三朝、南部と並んで戸建て住宅と建築物、両方の耐震診断、補強設計、耐震改修を対象とされていますけれども、今回の案件は戸建て住宅なのか建築物なのかお聞きしたいと思っております。

また、県のホームページを見ますと特に耐震改修費の補助額は工事費の 23 から 43%とかなりの幅があるようですけれども、今回の案件は工事費の何%が補助になったのか、また完成後の確認検査はどこがするのか、以上 3 点をお聞きします。

次に 8 ページの 8 報償費の空き家対策協議会委員謝礼 14 万 2,000 円ですけれども、何人を予定しているのかということと、どういう人を人選する予定なのか、差し支えない範囲でお聞きしたいと思っております。

おなじく 14 使用料及び賃借料の住宅借り上げ料 64 万 4,000 円です。当初予算でも

62 万 2,000 円計上されていましたが、今回の物件の借り上げの目的と今後の利用方法をお聞きしたいと思います。

おなじく 19 の負担金補助及び交付金の空き家財道具等処分支援事業補助金 50 万円です。この住宅は旧町でいいますとどの町にあった住宅を購入されたけれども家財道具などの処分が必要になったのか、ということとこの補助金 50 万円は今ある大山町の要綱で対応できるのかお聞きしたいと思います。

それから 9 ページ、民生費の社会福祉総務費の 8 報償費の謝礼金 14 万 2,000 円です。少子化対策連絡協議会委員謝礼となっていますけれども、当初予算ではなく、今回補正で対応されたのは何故なのかお聞きしたいと思います。

15 ページ、社会教育総務費の地方公務員災害補償基金負担金 3,000 円です。集落支援分となっていますけれども、何故 6 月議会で補正が必要なのかお聞きしたいと思います。以上です。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず耐震に強いまちづくり促進事業補助金ですけれども、個人住宅に対する補助ということになります。で、耐震診断、内訳ですけれども耐震診断が 7 万 3,000 円、それから設計のほうで 16 万、改修で 100 万みておまして、本来を耐震診断の後に、設計改修という形になりますけれども、今回は補助額の上限額を組んでおります。耐震診断のあとに組むと早々にできないということもありますので、今期は補助額の上限額を組ませていただいております。それから改修の確認ですけど、町の方でやるということになると思っています。

それから空き家対策協議会の委員構成ですけれども、建築士、土地家屋調査士、司法書士等々で 10 名程度の方をお願いしようというような形で予算を組ませていただいております。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） お答えをいたします。

まず使用料及び賃借料の住宅借上料 64 万 4,000 円の件ですけれども、これは定住部門の地域おこし協力隊、いわゆる農業の部門の協力隊でございます。4 人ございますけれども、これについて当初予算に入れておりませんでした。住宅借上料が必要でございましたので、これを補正させていただくものでございます。これは 4 人の協力隊につきましては、住宅手当相当分を借り上げ料で町が直接家主に支払うということしております。それ以外の部分については、ご本人が家主に払うということでありまして、こういうふうなやり方にしておる理由でございますけれども、個人に払いますと特別交付税の対象にならないということがございますので、このような形にしておるものでございます。

次に、負担金、補助金の関係で空き家家財道具処分支援事業費補助金のことでございます。これはどこの物件かというご質問だったかと思えますけれども、これについてはこれからこの制度ははじめますので、具体的に今これを想定したご相談とか対象があるということではございません。それと要綱の関係ですけれども、今回この予算を認めていただきましたら新たにこの関係の要綱をセットしてスタートさせるというふうに考えております。

それと社会福祉費のほうの報償費、少子化対策連絡協議会委員の謝金、当初予算になかったのは何故かということでございます。この少子化対策強化交付金につきましては、この申請がですね、3月のぎりぎりまで国のほう、県を通してですけれども国のほうの審査をずっと受けておったということがございます。子育て、婚活、そして子育てまでのいろいろな事業を町の、大山町が計画に出しておりましたのは、当初551万3,000円の事業規模で出しておりました。最終的にその件を通して国のほうからのいろいろご指摘をいただくなかで、この事業の中にこの地域の方々も専門家が入るようなこういう委員会の設置が大山町の計画のなかでは入れていただきたいということがございましたので、この協議会を事業に加えることとしたものでございます。で、一部申請しておった事業のなかで最終的に通らなかったものもありました。その差引でトータルとしては503万8,000円の交付決定になったわけですけれども、この少子化対策の分については、今言いましたような事情で今回補正をさせていただくということでございます。以上です。

○人権・社会教育課長（門脇 英之君） 議長、人権・社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 門脇人権・社会教育課長。

○人権・社会教育課長（門脇 英之君） 圓岡議員ご質問の社会教育総務費の費用対費でございますが、これは4月の人事異動に伴います集落支援員2名分の共済費を今回組ませていただくものでございます。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 震災に強いまちづくりからいきたいと思います。今回、補助額を工事費の上限で見たという答弁がありましたけれども、ということはですねもしかすると改修の仮定でもっと低い数字になり可能性があるのかなというふうに思いましたけど、そのあたりはどうなのかということはお聞きしたいと思います。

それから確認検査を町ですするという答弁でしたけれども、幸い大山町に技師の方がおられますので、その方がされるのかということを確認しておきたいと思えます。

それからですね、賃借料の住宅借上料ですけれども定住の協力隊4人ということでした。今現在もう来て住んでおられるのかと思えますけれども、今現在どうなっているのかお聞きしたいと思います。

それから空き家家財道具等処分についてですけれども、先ほどまあ新たに作るという

説明がありました。これすごく疑問に思うのはですね、本来だと先ほど答弁のあったように今回予算が通ってからそれに合わせて要綱を作って対応すると。ところがですね、全員協議会でも何の説明もなく、初日の提案説明のなかでもそういうことは全く触れておられませんでした。議会に対してそうやって説明をしない、新たな要綱を作らないと対応できないものをですね、何故議会に対してこうやって説明をされなかったのか、今初めて説明をされるのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず、耐震に強いまちづくりの促進事業ですけれども、議員おっしゃいましたように設計改修はこれから耐震診断したあとに向かわれますので、額が減ってくる場合もあると考えています。特に改修のほうは、使われる材とかで、先ほど言われましたように補助率が違うということがありますので、事業内容にもよってここはかなり変わってくる場合があるというふうに思いますし、耐震診断の結果、この設計・改修のほうが必要ない場合、されない場合も金額によってはあるのかなというふうに思っております。それから改修した後の検査ですけれども、どの程度までのことを言われているか分かりませんが、補助金が出せるかどうかの検査を町のほうで言われましたような担当の人にお問い合わせいこうかなというふうに考えています。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 2点ご質問でしたので、お答えいたします。住宅借上料の今はどうしているのかということでしたですけども、それについては家主さん今ご相談お願いをして、今の時点では町の支払い部分を待っていただいているということでございます。

それともう1点、家財道具の関係の補助金について議会への説明が全協等で説明がなかったのではないかとということでもございました。これまでもリフォームの補助とかやっておりますがこれについては、今回のこの分としては新たに考えるわけですけども、議会のほうに事前に詳細にご説明を、あっ全員協議会等でご説明する案件ということではないかなというような判断をしておらなかったものですが、委員会のほうでは説明をさせていただいたところでもございます。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 先ほどの答弁は非常に問題がある答弁だと思いますけれども、委員会というのは結局そこにいる人しか聞いてないんですよ。他の人はいわば聞いていない。で、先ほど課長、案件ではないという判断されたということですけども、本当で今、この場で、この場でですよ、本当で委員会だけの説明でよかった案件だ

と思われていますか。それ確認しておきたいと思います。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 先ほど申しましたこと、また金額的にも、というようなことも総合的判断をいたしまして私としてはそのように考えているところでございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。えーとまず原案に反対者の発言を許します。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案第69号に反対をいたします。

今回の補正予算の提案はおかしいと思います。企画費の空き家家財道具等処分支援事業補助金50万円は、今大山町にある要綱では対応できません。先ほど答弁にもありました。にも関わらず全員協議会で何の説明もなく、初日の提案説明でも何の説明もありませんでした。しかも50万円だからいい、そういう趣旨の発言もありました。

そういう今ある要綱で対応もできない補助金を議会に何の説明もなく通していいのでしょうか。議会に対する予算提案の手順を踏んでいないと思いますので、この議案第69号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。

○議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 今、圓岡議員は要綱がないから反対だということを言われました。今詳しい内容を聞かれたと思います。圓岡議員も担当課長から聞かれたと思います。これにおいてまだこれがおかしいから反対だということはそれこそ納得がいかないのではないかなというふうに思います。

よって、私は一般会計補正予算第1号、これに賛成を表明しまして賛成討論といたします。終わります。

○議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第



69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第 70 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 70 号 平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 70 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 5 議案第 71 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 5、議案第 71 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 71 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 議案第 72 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 72 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 72 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 請願第 1 号から、日程第 12 陳情第 5 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 7、請願第 1 号 集团的自衛権関連法案を国会に提出しないよう求める請願書から、日程第 12、陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める陳情まで、計 6 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、吉原 美智恵君。

○総務常任委員長（吉原 美智恵君） はい。ただいま議題となりました請願第 1 号、第 2 号、第 5 号と陳情第 3 号、4 号、5 号について、総務常任委員会で 6 月 12 日に委員全員 5 人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

請願第 1 号 集团的自衛権関連法案を国会に提出しないよう求める請願書ですが、当該法案は平成 27 年 5 月 15 日に既に国会に提出されています。採決の結果、全会一致で、不採択と決しました。

請願第 2 号 請願書「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出の請願ですが、治安維持法は政治的弾圧、人道に反する法として廃止された事実があり、その被害者に対する謝罪と賠償が必要であります。採決の結果、採択 3、不採択 1 で、採択と決しました。

請願第 5 号 集团的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」に反対するよう求める請願書ですが、戦後 70 年経過し、現在、新興国の富裕化による資源の争奪戦と環境破壊の激化等、国際情勢も変わり、我が国を守る手段も変わりつつあります。採決の結果、不採択 3、継続審査 1 で不採択と決しました。

陳情第3号 NHK受信料の全世帯支払い義務化に反対する意見書の提出を求める陳情ですが、NHKは防災情報など公共放送の側面を担っており、見たい人のみから料金を徴収することはなじみません。採決の結果、全会一致で、不採択と決しました。

陳情第4号 地方自治法第124条以下及び国会法第79条以下並びに請願法について、日本国憲法第16条の請願権規定の趣旨に合致する形での改正を求める意見書の提出を求める陳情ですが、本町議会においては、請願を誠実に処理しており、持ち込まれた陳情も同様に扱っています。採決の結果、全会一致で、不採択と決しました。

陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める陳情ですが、国において財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことになり、地方財政の確立は重要であります。採決の結果、全会一致で、採択と決しました。

以上で、総務常任委員会での審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、請願第1号 集団的自衛権関連法案を国会に提出しないよう求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 委員会の意見では、言われた今言われたとおりなんですけども、ここで意味がよく分からないんですよね。おそらく経済的な問題、環境破壊の激化等で国際情勢が変わった。だから我が国を守る手段も変わりつつあるということは、ここは意味が不明なんですけども、論理の飛躍があるように思いますけども、どういう意味なのか。こういう経済的な・・・

○議長（野口 俊明君） 大森議員にあれします。大森議員の今の質疑はちょっと質疑に馴染まない質疑じゃないでしょうか。

○議員（7番 大森 正治君） はい？ どうしてですか。

〔「請願第1号だ」と呼ぶ者あり〕

○議員（7番 大森 正治君） あっ、失礼しました。はいはい、1号でしたね、申し訳ありません。勘違いしておりました。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択ですので、

原案に対して採決します。

この請願を、採択することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから請願第2号に入るわけではありますが、ちょうど10時半となりました。ここで休憩したいと思います。再開は10時40分といたします。休憩いたします。

午前10時29分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

これから、請願第2号 請願書（「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出の請願）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから、請願第5号 集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」に反対するよう求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 先ほどは失礼しました。改めて質問させていただきます。

この戦後70年経過し、現在新興国の富裕化による資源の争奪戦、それと環境破壊の激化等の国際情勢が変わった、だから集団的自衛権も行使する必要があるのかっていうふうに聞こえるんですけども、ちょっとそのへんの意味がよく分かりませんので、もう少

し分かりやすく説明してほしいと思います。

○総務常任委員長（吉原 美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 総務常任委員長 吉原 美智恵君。

○総務常任委員長（吉原 美智恵君） 今ですね、経済軍事にわたって中国の台頭も著しくロシアは再び軍拡に転じ、クリミアを併合、北朝鮮の核ミサイルの脅威も増えています。欧州経済は同様、中東の秩序は崩れ、テロは拡大の一途、新興国は競って軍事費を費やしている、そういう状況があるということを言っています。それだけの理由ではなく、等と書いてあります。国際情勢も変わり争奪戦の環境破壊の激化等とは他にも原因があるのですが、今、大森議員が説明のところはそういう事情です。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） まだちょっとよく私分からないんですけども、とにかく軍事威力が世界的にも増強の傾向にあるから日本もなのかなというふうに聞こえるんですが、私はあれですね、これからのあり方としてこういう時代だからこそその軍事力にものを言わせて守るとかなんとかというよりも、戦後の今の時代あるわけですが、考え方の違いとはいえ、こういう時代こそ外交力、平和的な外交努力をしていくことが必要ではないか、このままいけば本当に軍事衝突が起こって、それこそまた取り返しがつかない大戦争にもなっていく可能性があると思うんですが、そういうふうな論議は委員会のなかではなかったのでしょうか。関連して、継続審査1という方もありましたけども、そのへんの理由ですね、継続審査をされた方の理由も説明していただきたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 総務常任委員長 吉原 美智恵君。

○総務常任委員長（吉原 美智恵君） 手をあげておられます。副委員長。

○議長（野口 俊明君） 加藤総務常任副委員長。

○総務常任副委員長（加藤 紀之君） 大森議員が質問された前段の部分についての話は委員会のなかではでませんでした。それから継続審査1、私が継続審査1を選びましたけれど、現在法案に関しては審議中ということですね、それから世論も当時は50%ちょっと超えているぐらいの方が違憲だと思われていると。最近だと3分の2の国民が違憲状態の法案ではないかというふうな話もありましたので、今すぐに本町に関する問題ではないのかもしれないですけども、そういった部分勘案すると、採決をして、採択・不採択を決めるよりも慎重に考えていくことが大切ではないのかなという話を私はさせていただきました。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この陳情は採択すべきものだと思います。自衛隊のイラク派遣を踏まえると、現在国会議員をしておられる佐藤正久さんが隊長として行かれたものですけれど、最終的に合計2万人が派遣をされサマーワなどで活動されました。活動内容は給水・医療支援、公共施設の整備でした。直接の戦死者はなかったものの、2014年4月16日現在派遣後の自殺者は28人とされています。厚生労働省が発表した10万人当たりの自殺者数より多くの自殺者が出ています。戦国の時代から戦上手はまず補給路を断ちました。国会で議論をされている後方支援と言えども、そういう表面に出てこない犠牲者が出ることになるのではないのでしょうか。

また元自民党幹事長の野中広務さんもこの間の党首討論などを踏まえ、6カ月間あの戦争に参加した人間として再び日本が戦争する国、戦争をやる国、そういう国になってはたまらない、死んでも死にきれない、そういうふうに出ておられます。

今の自衛隊は個別的自衛権と専守防衛に努めるべきだと思いますので、この陳情は採択すべきだと思います。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） この集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案に反対するよう求める請願に賛成の討論をいたします。

今国会で提出され審議されているこの安全関連の二つの法案、大きく3つの問題が私にはあるというふうに思います。

一つは、これまで政府自身が60年以上積み重ねてきた集団的自衛権の行使は、憲法上できないとしてきたこの解釈を覆しまして、アメリカが海外で行う戦争に自衛隊がいつでもどこでも参加できるようにするという、2つ目として後方支援と言いながら、武力行使と一体のものであり、戦闘地域に自衛隊が行けば隊員が殺し殺される危険性が大きく高まるということ、3つ目の問題点としまして国連PKO法の改定によって治安維持活動が新たに入り、ここでも自衛隊員が先頭に巻き込まれ、武力行使をせざるを得ない事態がおきるおそれが多分にあるということ、これらはいずれも憲法9条が禁止する武力の行使になり、憲法違反であることが国会の今の審議を通じても明らかになっております。それを安倍首相は、憲法の範囲内だと強弁しておられますが、そして安全

保障環境の根本的変容を集団的自衛権行使の根拠にしておられますけども、法案が必要だという立法事実を示すことができないでおります。

ちょっとここで自衛隊員の、現役の自衛隊員の声ですけども、紹介したいと思いますので、聞いてください。こういう海上自衛隊員の隊員が話しておられます。

政府の安保法案は結局、我々に戦争に行けと言ってるのと同じです。だけど安倍首相は戦争に行くのではない、安全です、という。そんなごまかしの国会論議で危険地域に派遣される隊員は辛い。死ぬ危険を覚悟はしても、いったい何のためにするのかもはっきりしない。米軍のためではいやですね。米軍と戦っている相手からみれば、米軍に弾薬や燃料などを補給する自衛隊は当然米軍と一体とみて攻撃してきます。戦闘現場にはいかないとか、攻撃されれば、休止・撤収するといっても相手には通用しません。現実みがない議論です。

この隊員は、今退職も試案中だそうです。憲法解釈を無理に変え、国会で説明もできない。それで強引に法案を通すのですか。私は自衛隊はあっても戦争しない国でいいと思うのに。というふうに言っておられますし、また元陸上自衛隊だった方はこんなふうにも言っておられます。「国民全体が覚悟を迫られます。戦争をできる国にするなら防衛予算は5兆円では全く足りない。米国はイージス艦84隻、日本は6隻、隊員も足りない。消費税はとてども10%ですまない。テロも心配です。そんな道を進みますか。それとも今の憲法9条をしっかりと守り、外交で平和な環境を作りますか。という声です。一例かもしれませんが、隊員の声を代弁する声だろうというふうに私は思います。今この法案は、圧倒的多数の憲法学者が憲法違反だと言い、6割から8割もの国民が反対ないしは、本国会での成立に否定的であります。

ましてや今紹介しましたように、戦闘地域に行かされる自衛隊員にしてみればたまったものではありません。中身もやり方も自衛隊員から受け入れられないような法案には反対し、この請願を政府や国会に届けるのは当然ではないでしょうか。

大山町は、大山口列車空襲というあのちょうど70年前に起こりました7月21日におこりましたこの悲惨な体験をした町です。住民もたくさん亡くなられました。そういう点からも大山町議会は憲法違反を認めたり、海外で戦争する国になるようなことを認めたりすることがあってはならないというふうに私は強く思います。

是非皆さんのこの請願への賛成をお願いするものです。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第5号を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この請願を、採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、請願第5号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから、陳情第3号 NHK受信料の全世帯支払い義務化に反対する意見書の提出を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） この陳情項目の要旨が3点ありますけども、1点目はNHKとの契約義務の改正を求め受信料の全世帯支払義務法制化に反対する、これは私もわかるんですが、それから3つめの公共放送として不偏不党の構想をして国民の目線にたった経営をなされるべきだというのもこれはうなずけるんですが、委員会では不採択ですけども、そのへんの事情ですね、3点ともすべて不採択でしょうということなのか、その中の何項目かが問題だからということなのか、説明していただきたいと思います。

○総務常任委員長（吉原 美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 総務常任委員長 吉原 美智恵君。

○総務常任委員長（吉原 美智恵君） 確かに陳情事項の要旨は3点あります。1と3については問題がなかったわけですが、2番のスクランブル化して希望する者とのみ契約を締結するシステムとはできませんし、その不具合がこの陳情とか請願とか意見書の中に不具合があればそれは不採択と見なします。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。あっ失礼。この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この陳情は採択すべきだと思います。陳情要旨にもあるように、今後検討されるであろう受信料の全世帯支払義務化はおかしいと思います。放送のスクランブル化については、すでにオンデマンド放送として実施されていますけれ



ども、最近の NHK、特に靱井会長になってからの NHK は変質化していると思います。陳情要旨にもあるように公共放送としての不偏不党の放送をして私ごとのゴルフのタクシー代ぐらいは自分で払うなど常識と国民の目線に立った経営をされるべきだと思いますので、この陳情は採択すべきだと思います。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。討論がありませんか。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 議長、8 番。

○議長（野口 俊明君） 8 番 杉谷 洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 先ほど圓岡議員は、なんがこんな NHK は止めてしまえ、ぐらいなはなしをされたと思うんですけども、私は NHK の公共性ということで例えば災害放送ということ、例えば地震情報ということで、我々がテレビを見て安心して、部分がたくさんあるんですよ。ですからやはり国民の、観てるからには、国民誰もでそれを負担していくのがこれは筋じゃないでしょうか。よって私はこれに反対を。ということで終わります。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に対して賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 3 号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を、採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、請願第 5 号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから、陳情第 4 号 地方自治法第 124 条以下及び国会法第 79 条以下並びに請願法について、日本国憲法第 16 条の請願権規定の趣旨に合致する形での改正を求める意見書の提出を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 4 号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。  
この陳情を、採択することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第 4 号は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから、陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 5 号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第 5 号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

### 日程第 13 請願第 3 号から、日程第 15 陳情第 6 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 13、請願第 3 号 請願書「大山診療所の存続と固定医の配置を求める請願」から、日程第 15、陳情第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2016 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書まで、計 3 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、岩井 美保子君。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） ただいま議題となりました請願第 3 号・第 4 号と陳情第 6 号について、教育民生常任委員会で 6 月 15 日に委員全員 6 人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

請願第 3 号 請願書「大山診療所の存続と固定医の配置を求める請願」ですが、診療所については、経済性を考える必要もありますが、自治体の目的は、先ず住民福祉の増進にあるはずで、辺地医療の拠点として位置づけ、存続していくべきであります。

採決の結果、採択 4、継続 1 で採択と決しました。

請願第 4 号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願ですが、「マクロ経済スライド」制度による年金引き下げは、日本の経済活動の縮小につながり、

地域の経済活動の縮小につながるものです。

一方、全額国庫負担の「最低保障年金制度」が、現在の国の財政状況で可能かという意見もありました。採決の結果、採択3、不採択2で、採択と決しました。

陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の陳情書ですが、将来を担う子供たちのために豊かな教育環境を保障することは、重要であります。

一方、国の財政を考慮すると、様々な分野で負担し合うべきものであるとの意見もありました。

採決の結果、採択3、不採択2で、採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会での審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、請願第3号 請願書「大山診療所の存続と固定医の配置を求める請願」について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 経済性を考える必要があるがと委員会の意見の報告のなかでありましたけど、まあ経済性というか収支だと思っただけですけども、まず収支面、どこまでのラインは許せてどこからは許せないのかといった議論があったのかと、それからですね、固定医の配置を求める部分ですけども、執行部側は随分長きにわたって努力をされております。しかしながら固定医は見つからない。ならばどのように解決していくのか、そういった議論は委員会の中でされたのか伺いたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 教育民生常任委員長、岩井 美保子君。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） はい。2点についてであります。最初の件ですが、経済性の線引きはしておりません。

それから固定医の先生の件ですが、なかなか見つからないということは私たちも知っております。なかなか見つからないということでそれをどうしたらいいかというようなところの話は出ておりません。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長、12番。

○議長（野口 俊明君） 12番 吉原 美智恵君。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 常任委員会の決定ですけども、3月には教育民生常任委員会がまずこの請願を承りました。その時にも一生懸命論議したんですけども、本当に大山診療所が本当に生きていくためには、というところでなかなか結論が出ませんでして、それを受けてですね、その当時健康・医療・介護と財政に関する調査特別委

員会の設置をしました。で、その中で、設置目的が私が議運の委員長でしたので、申し上げましたが、行政のもっとも重要な責務である住民の生命、健康を守るため財政状況を考慮しながら今後どのような取り組みを行っていくべきか調査研究し、政策提言を目指すため特別委員会を設置するものであります、そういうふうには設置いたしましたので、私自身もいつも大山診療所はどうして生きていくのか、考えておりました。で、現状と課題については、健康状況を新生物とか循環器系疾患での死亡率が高い、大山町は。とかいろいろと現状と課題があります。人口度数患者、人口比割合が県でもっとも多いとか、そういうことを検討しながら、そして大山診療所は普通の診療所でなく、地域医療も大事ですので、そのへんで予防医学とかそれから糖尿病の特別にその予防のお医者さんと呼ぶとか、そういうふうには何か生きる方法を考えながらそういう論議をされたのかお尋ねします。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） 私たちはそこまで議論をしておりませんが、教育民生常任委員会は、議会運営委員会から付託されたんです。付託された委員は6人で継続審査もいいじゃないかという意見もありましたが、他の皆さんの意見はいや、今採決すべきだよ、だって町民の中の皆さんの大山地区の皆さんから請願が1,211人出ています。署名活動しておられます。それから、紹介議員が4人いらっしゃいます。それを鑑みまして私たちは大変重たい、これは請願だということを認識いたしまして採択4、継続1となったわけです。私は委員長としてこのあれには関わっておりません。ただまとめただけです。

ですが、ここで私の個人的なことを言わせていただきますと、地域医療の大切さというのは私よく分かっています。平成19年に私が不慮の事故で階段から落ちた時、母を在宅介護しておりました。その時に母の行き場がなかったんです・・

○議長（野口 俊明君） あの個人的あれは・・報告でありますから。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） ですから本当に地域医療の大切さ、大山診療所の芦田先生に助けていただきました。ですから本当に地域医療の必要さというのは私、骨身にしみて分かっております。ですから是非残したいという思いが私にはありまして、加わっていませんけれど、賛成の意見でございます。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原 美智恵君。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 先ほどの委員長の件ですけれども、じゃあここで十分これまでの審議をまだまだ尽くしていない、どんな生き方をするのか、大山診療所がどういうふうにお医者さまを求めていくのかそういう審議もしないまま（「・・・・」発言する者あり）今の話では、ですので・・・。

○議長（野口 俊明君） 静かにお願いします。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） ですのでここで、ここで、じゃあ今ここですよ、決定するときこんなに議員の考え方がいろいろありますので、僅差でどちらに分らないです。1 票差で。（「分からんで」と発言する者あり）そういうことで私は納得できませんので、本当に継続審査でやはり政策提言していかないと、ずっと同じことを言っておられました。お医者さんの確保、患者数の増床。でもここで特別委員会で審議した上で、その上で、大山町全体の患者さんが来るような、そういう仕組みができるかも分からない。そういう希望を捨てずに継続審査という選び方もあったのではないかと思います。

〔「議長」「議長、8 番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） いや、今質疑ですから。岩井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） はい、私たちは教育民生常任委員会で審査いたしたんです。特別委員会が今出てくるということはどうしたわけですか。じゃあね、これから特別委員会で審議するならするんで、それはいいですよ。なぜ教育民生常任委員会に付託された採決をして採択になった。それをね、今ここで大変なことじゃないですか。私たち教育民生はなんだったんですか。

○議長（野口 俊明君） えっとね、質疑に対する質疑はなしでありますから。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） みんな議論したんですよ。そんなことでは納得いきません。

〔「補足してもいいですか、委員長の。補足」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 委員長さんにちょっとお尋ねいたしますけれども、この固定医が定着しないわけでございますけれども、固定医が定着せん原因は何であろうかというようなことをですね、調査研究しながらやっぱり固定医についての答弁をするというのが回答ですというのが当然だと思ったりしますが、そういうような固定医がなぜ定まらないか、というようなことをですね、審査、調査されたかということとですね、もう 1 点は、地域住民は診療所の将来に不安を感じていますということがこの請願書に書いてございます。地域住民が将来に不安を感じているということですね、どういふことからこういうことが出てきたかということですね、審査、調査されましたか。その点をお伺いいたします。

○議長（野口 俊明君） 岩井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） はい、議長。今、議運の委員長がですね、そういうことを言われたんですが、私たちはそこまでね細かく審査はしておりません。た

だ請願が、請願の内容とそれから署名活動された紹介議員さんがいらっしゃる、そのことを重点を置きましてわたしたちはこれは採択すべきだとということに決したわけですから、そのところをご理解いただきたいと思います。

〔「議長、8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） えーと、もういいですか。ちょっと待ってください。質疑いいですか。

〔「質疑だよ」「いい?」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） いやいや今の、それで5番。

〔「ええ、まあしてないということですからいいです。」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） はい、8番。

〔「質疑ですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 杉谷 洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） えーとね、今日は本当にたくさんの皆さんがね来ておられて、議会始まって以来の数ですよ。何故来られたかと言ったら、この人ら、大山地区のまちづくりとか区長会はこの陳情を「固定医を見つけくれよ」「存続してくれよ」と、ただそれだけのことで来ておられる。ただそれだけって言えば悪いけど・・

○議長（野口 俊明君） 今は、討論みたいに聞こえますが、質疑だけお願いします。

○議員（8番 杉谷 洋一君） ああだけ、だけ、そういうこともちょっと前置きもせんと分からへんが。だからそういうことを十分審議の中に加味されてこれを採択されたということ間違いありませんわね。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） 先ほどからも申し上げておりますように採択4になったということは、継続は1だったんです。そのことも審議しました。ほんとうに、特別委員会も出してあるし、継続でもいいじゃないかということもあったんですけど、いやあ皆さんがこれだけ請願に出ている皆さんの、住民の皆さんから出ている署名も十分に踏まえてそれから紹介議員さんが4人いらっしゃる、そういうことも十分に話し合いました。そこで決まったことですので、それ以下でもそれ以上でもありません。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 大山の診療所は、大山町の貴重な医療資源であり地域医療の拠点だと私も思っております。また何年も固定医がおられない状況のなかで、地域の住民の方が本当に心配しておられるというのも本当にこのたくさん集まった署名を見てもですね、切実に感じるころではありますが、しかし、委員長さんに審議の経過、

お尋ねしたいと思うんですけれども、何年も現実としてですね、固定医が不在な状況で  
ございます。町もこの間、放置していたわけではありません。議会としても固定医を手  
当てしなさいというふうに決算等で求めた時期もありました。なおかつ現在見つかっ  
ていないそういう状態のわけですけど。請願の趣旨は非常によく分かるわけですが、住  
民の代表として議会です、この請願採択するということは、採算性を全く度外視し  
てもですね、1,500万の年間報酬で足りなければ2,000万、2,000万で見つからなけれ  
ば2,500万。とにかく早急に固定医を配置しなさいというふうにもまあ受け止められる  
わけですけども、委員会の報告では、経済性を考える必要があるがということで、  
言うことも前置きはされましたが、今の質疑を伺った範囲では経済性は現実的には全く  
考慮しておられないようなふう、議論にも聞こえました。本当にいくらかかってもいい  
から固定医を求めると、そういうことなのでしょう。どうでしょう。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） 近藤議員が今いくらかかっても固定医をと  
いうようなことをおっしゃいましたが、そりゃあかかっても先生がそういう請求をさ  
れて来てやるからこれだけくださいという話も聞いたことがございません。ですからそ  
こまでの話はしておりません。いいですか。そこまでの話はしておりません。いくらか  
かってもいいから固定医を探して来いなんて、そんな捜したほうがいいじゃないかなん  
てそんな話はしておりませんよ。はい。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） まあ結局そういうことになると思います、経済性を考え  
る必要があるといいながら、まあ実際に経済性については何の議論もしてないのかなと  
いうふうに思うんですけれども、現状として年々診療収入が減少していたりする状況が  
あります。担当課に対してですね、今後の経営見通し、固定医が配置できた場合の収支  
予測等そういった具体的な資料についてはどの程度まで要求されましたでしょうか。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） それはですね、16日に採決したときに、そ  
ういう話は全然出ませんでしたし、そういう資料も持っておりませんし、請求したこ  
もございませんので分かりません。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） まあ私が3月の予算の時に教民の委員長をしておりま  
して、長年附帯意見を付けながら予算、あるいは決算を承認してきた経緯がございます。

そのなかで、このたびは固定医が確保されるにしても今の現状であれば、患者数ですね、レセプトって言うんですが、患者数が今のまま推移していく、あるいは地域の住民の全体、大山町の人口も減っていくなかで予測されるシミュレーションも考え、そして固定医が、今の大山町におられるドクターの、くらいの予算で組んだ場合にどれぐらいかかるんであろう、それでそれを改修するのにどれぐらいいるんだらう、というようなシミュレーションを簡単なシミュレーションだと思います。複雑な数字を入れておりませんので、ざっとで考えた場合に、ざっとですから、3,000万とか4,000万余分にかかるだらうというぐらいな予測をたてました。そうした中でじゃあどのようなことを考えるか、固定医が来たとしても経営は困難だらうと。そうした場合に、じゃあどのようなことを考えるか、他からでも集まってくるような施設にするべきではないか。住民がもっとたくさん利用するようにするべきではないか、そしてデマンドを使うんですが、それを使いながら違う方法もあるんじゃないかというようなことを考えていきましたが、最終的に結論出ません。それで、だけれども診療所はずっとまだ動いているわけですから、じゃあどうやって結論を出すか。これは皆さんで継続しながら、財政的なこと、将来推計、そして人口減少の推計、そして地域医療の実態というようなものを考えながらこの結論を出すべきではないかというようなことで特別委員会をまだその時は名前をつけていませんが、立ち上げながらこの問題を皆さんで考えようじゃないか、というところまでを私が詰めたつもりでございましたが、どうもそのあたりがあまり審議されてなかったようだなというふうに思います。

議会は、チェック機能が大事だと言われております。私たち議会のなかでチェック機能で言えば監査委員さんが、全体で町で2名おられますが議会でも一人出しています。その職網を見るとですね、1番にあるのは住民の直接請求による事務監査とあります。2番目、議会の要求による事務監査、そして3番目に町財務の監査、それは定期、そして随時これ2回あります。行政監査、ずっとあってですね、15、16まであるんですよ。経済化判断比率を監査する、資金不足比率を監査する。私これ、何が書いてあるか、難しいんですが、要は何が、どこにどのようにお金が必要か、そしてそれは住民のためにどうやって活かされているか、住民の満足度と財政と一緒になんですよ。これを考えないとなかなかうまい私は政治ができないのかなと、何が言いたいか。残すためにも、もう少し利用者を増やすためにも、これも一緒になって考えるべきじゃないかなということでした。そういう道筋として継続しながら特別委員会を立ち上げてくれという要望をしたんですが、今回立ち上げたわけですけれども、こういった一つのことだけでなく、他のこともリンクしているってことを忘れてはならないなというふうに思いますが、そのあたり委員長さんどうですか。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井教育民生常任委員長。



○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） 教育民生常任委員会で採択した。その採択がね、特別委員会の邪魔になって審議ができないとかっていうなら重要なんですけど、常任委員会の採択したことと、それから特別委員会は並行して今後勉強してそれこそステキな大山町にもっていくように、みんなで頑張ればいいことではないでしょうか。それでは答えになりませんか。並行してやっていくということは考えられませんか。教育民生が採択したことに対して反対、どうにもならないという根拠はなんですか。だって特別委員長に聞かないけん。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） えーとですね、私の質問というのはですね、委員会というのはその付託されたあるいは審議する議案に対してもう少し結論を、できないとすれば審査する、継続する、できたはずなんですよ。いやできますよ。今まさにまだあるんですし、今後どうするか、実は3月の時も課長は、執行部ですが、7つの努力目標を挙げてこられました。その中で、とりあえず利用者を増やすというのも当たり前の話なんですけど、2階の介護のほうからですね、年に500万ほど、介護施設のほうから貸してあるんですけども500万ほど入ってくるんで、実は2000万近くあった、2000万ぐらいあったのかな、上がり額が若干減っています。実は介護は今足りないという話も聞いておりますし、いろんなやり方があると思うんです。その中で一つは検診センターも合わせ持ってやるんだというような話が出ました。ほう、もしそういったことを考えて、いろんなことを考えていくのであれば、もっと改善するのかな。実際に、10年間で2億ぐらいの赤字幅、累積ができております。それを今後どうやるかということは私たち議員の務めだと思っていますんで、そういった話を特別委員会があるかないかに関わらず、託された議員の方ももう少し審議してほしかったなと思いますし、分からなければ、今後もう少し時間をかけてやりましょうと言う話、実はこの話はですね、直接関係する方々がおられるんで、今日も座っておられます。難しいんですよ、本当で。これそのままオッケー、投げておるほうがみやすいんですよ。これ何かするっていうほうが難しい。どうですか、その話。

○議長（野口 俊明君） いや、質疑。

○議員（11番 西尾 寿博君） どう思われますか。されましたか。

○議長（野口 俊明君） ちょっと聞こえにくかった。誰もが・・そういたしますと、教育民生岩井常任委員長。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） 議長。とても難しいことばっかし言われましてですね、私たちの教育民生常任委員会で採択した、それは元に戻りますと議運の委員会から付託されたんですよ。で、付託されたことを粛々と私たち常任委員会で審議して結論を出したわけですから、それを尊重していただければいけないと思いますが。

それをね、あーじゃーこーじゃーとね、いろいろなあれを出されてきますけれども、どこまで私たちが勉強して町長以上のことはできませんよ、私たちでは。議会では。それも知っておられてですね、あげだこげだと言われますけど、それはちょっと無理なんじゃないかと思っております。

〔「ちょっと議長、9番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） いや、1回ありましたから。

〔「別の件ですけど」「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 実は私は教育民生常任委員会に所属しておりますして継続を主張した一人でございます。なぜこの継続を主張したか、この問題につきましているいろいろと検討したと言いますか、時間的に短時間でこれを結論出した。ただ単に3月から継続されたから出してしまおうという考え方で何もしようがないなかでのこれは結論でした。で、私は委員長にちょっと聞きたいってことがあるんですが・・

（場内ざわつく）

○議長（野口 俊明君） 米本議員に・・・場内の皆さん全員が静かにお願いします。今の委員会のなかの委員の発言はできない。これは、質疑はできないことになっています。

〔「ちょっと動議」「賛成」「反対」「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） はい。

○議員（9番 野口 昌作君） 動議に対しましてですね、さっきから委員長さんが、議運から付託されたということのを再々言っておられまして、まあ1ぺんぐらいならまあいいわと思ったんですけども、議運はどこに付託することを決めただけであってあとは議会のほう、議長のほうで付託しているわけございまして、議運が付託したわけではないです。その点をですね、認識していただきたい。以上です。発言の訂正を求めてください。

○議長（野口 俊明君） ただいまの野口議員の発言のなかで発言訂正を求める件につきまして賛成者なしということで・・

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 賛成者がありました。

〔「休憩」「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） しばらく休憩します。

午前 11 時 30 分休憩

午前 11 時 31 分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

先ほど発言訂正の動議が出ました。この動議について、動議を認めることに賛成の方

は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 賛成少数でありますので、ただいまの動議は否決されました。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

〔「議長、10番。動議」「賛成」「反対」「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） ただいま近藤議員から動議が出ました。賛成の方がありますので、動議を取り上げます。近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、ただいま議題となっております請願第3号について動議を出したいと思っております。

今、委員長に対しての質疑をいろいろさせていただきましたが、大変大事な問題であります。ただ現状で大山診療所の来院者数、診療収入が年々減少していく中でですね、今後の経営見通しについて全く議論もしないまま、この請願、固定医の配置を議会として採択する、いわば執行部に対して議会としても固定医の配置を求めるというのは、町全体の将来のことを考えた時に非常に無責任だと思います。芦田先生が、本当にご高齢になられる中、地元として早急に固定医を配置してほしいという願意は非常によく分かりますけれども、やはり今後の経営見通し、これを踏まえた上でどのように解決するのが、町にとって最善なのか、やはり議会としてももっと真剣に研究し、結論を出すべきと考えます。

よって会議規則第48条の規定によって、現在設置されております特別委員会「健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会」に本請願を再付託することを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり。拍手あり〕

○議長（野口 俊明君） ただいま近藤大介君から、請願第3号については、健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会に再付託することの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので、成立しました。

請願第3号について、健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会に再付託することの動議を議題として、採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、請願第3号について、健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会に再付託することの動議は、否決されました。

引き続き、請願第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） まず委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 私はこの請願を不採択すべきだと思います。先ほどから質疑のなかでありましたように経済的な見通しであったり、今後の固定医の確保であったり一番肝心な部分についての議論は成されておられません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）予算を議決する議会として、そういった面を考慮されずに感情面だけを取り上げて採択とする、これはあまりにも無責任ではないでしょうか。

以上の理由から私はこの請願は採択すべきではないと思います。

○議長（野口 俊明君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（野口 俊明君） 15番 西山 富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） 賛成討論をいたします。岩井委員長の答弁に補足のよう形で賛成討論をいたします。

加藤議員はね、中身を審議せずというふうなことを言いましたが、議会の基本は住民の意志を尊重することが一番です。それから質疑で出ました委員会と特別委員会ということを行いました、委員会が第一義ですよ、所管の委員会。それで質問にもあったように特別委員会は政策提言なんです。この陳情は、今日おいでの皆さんも含めて、1,121名と請願者の4人のなかで行政と住民と、医療機関が議論をしながら求めるべき医療機関を設けようという願意が入っておるんですよ。

したがってですね。まず民意とは何でありましょう。民意を吸い上げるとは何でありましょうか。議員は分かりやすく言えば御用聞きを意味している。御用聞きというのはある程度限定された地域を対象として成り立っています。大山診療所の請願事項は地域住民の、ここが大事ですよ、将来にわたって安心して暮らされるような存続と固定医の配置です。山口さんは初代町長でした。この人は全国に公募してですね、医師を雇い入れたじゃないですか。森田町長もですね、たびたびどのように大山診療所があるべきかと議会で質問したり質疑して腐心をしている姿、これは山口さんも森田町長も一緒ですよ。感情で議論したらいけません。さらに度々申し上げますが、大杖議員、遠藤議員、杉谷議員、大森議員、この人たちが紹介議員となっていることこそが、命をかけて立派な議会を作ろうと言っておる証さだと思いますよ、そう思わんのですか。（拍手あり）

○議長（野口 俊明君） 静かにお願いします。

○議員（15番 西山 富三郎君） そして議会基本条例ができたんですね、議会基本条

例は制定することが目的ではないんですよ。実践することが目的ですよ。医療にですね、地域医療に全国的に名案はないです。どっこの自治体も悩んでおるんですよ。私はガバナンスを見えています。地方議会人も見えています。今日持ってこようと思いましたが、そういうふうを書いてあるんです。第一、議員にとっても執行部にとっても大きな悩みなんです、住民にとっても大きな悩みなんです。それを住民も議会も町民も医療機関も一緒になって、いいまちづくりをしようという願意が明らかにしめされております。

それからこういうことも議論しましたよ。大山の診療所があります。そこには距離的な範囲もあります。それは4キロ以内ですね。で、佐摩の診療所から大山口の診療所まで7キロあります。この面はクリアしています。大山町の人口が1万7,000ですね、1診療所に対して2,000人が希望だそうですよ。だから今大山町には、7つの医療機関がありますから、これもクリアしています。それから計算を度外視したような、経済性を度外視したというふうな話が出ていましたが、経済性を度外視しようといった委員は一人もいません。経済性も大事だけれど、まちづくりも大事だと、3つの医療機関があります。3つ医療機関を合わせた計算をしてこそ、計算になると思いますよ。3つの医療機関を合わせてちょんちょんなんですよ。議論していますよ。委員長が少しね、補足しておきます。

まあそのようなことでありますので、我々議員は、民意の集約者なんですよ。民意をまとめる役割をせないけませんね。そこで民意を反映させなきゃなりません。教育民生常任委員会が決定したことをですね、さらに他に委員会が、これ<sup>いんぎんぶれい</sup>慇懃無礼というんですよ。慇懃無礼とは、少し難しい言葉を使って厳しく言いますが、表はいい顔してあるけど、後で賛成してやろうというふう聞こえてね、陳情者に対して無礼な態度だと思います。今日皆さんがその動議を否決しましたから、大山町議会の良識は守れたと思っています。

医療、保健、福祉の拠点づくり、原点はやはり地域です。ペタントリー、幻覚的主義、ものしり顔、学者ぶること、重箱の隅をほじくるようなことは議員は廃止すべきであります。基礎的自治体においてこそ、住民自治の観点を実施すべきであります。4人の議員の紹介と大山地区の住民が汗をかいて署名を流したことに敬意を表して賛成しようではありませんか。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） まず、委員長報告に反対者の発言を許します。近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 委員長報告に対して反対の立場で討論させていただきます。

今日は非常に議場に傍聴においでいただいている住民の方が多くてですね、特に地元の方としては何としても診療所を守ってほしい。そういう熱意は非常にヒシヒシと感じ

るところではありますが、委員長報告では経済性も考えながらというふうに報告がありましたが、ただいまの質疑で分かりましたようにこのたび診療所のですね、その経済性と言いますか、今後の収支見通しについては、何ら検討されていないというのがはっきりと分かりました。地域医療は確かに大事です。しかし、せっかくの傍聴の方もいらっしやるので、少し話をさせていただきますが、大山町の一般会計の予算規模は概ね年間約100億円です。で、今年度から5年間かけて国から入ってくる地方交付税の額が毎年減っていきます。現在の予測では5年後には10億円前後収入が減る予定、見込みとなっています。ということは現状の住民サービスは今ままでは維持できないと、そういう状況が明らかになっています。そういう状況の中で町民の暮らし、生活、健康、医療、福祉、それを守っていくにはどうすべきか。やはり本当に大事な分野はどこなのか、本当に削ることのできない、あるいは削らなければならない部分はどこなのか。議員がしっかり勉強して住民の意見を聞きながら精査をしていく、そういうことがこれからますます求められていきます。住民の皆さまの診療所を守りたいというお気持ちはよく分かりますけれども、よく分かるからこそこれは簡単に結論が出せない。せめてもう1年でもしっかりと今後の経営見通しを判断した上で結論を出すべきだと考えますので、採択すべきではないというよりも、この度は採択が難しいということで委員長報告に対しての反対の討論とさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 先ほどからの議論は大山診療所の採算性とか将来性がはっきりしない限り、この請願は保留せよと、継続せよという意見だと思いますけども、私はそれは必要ないと思うんです。大山診療所を存続するか、廃止するか、あるいは固定医を見つけるか、今のままでいいのかということ結論を出す場ではないんですよ。今はこういう請願に対して受けますかどうかですか、ですから。ですから、存廃とか固定医をどうするかについて論議する時には細かいデータが必要であると思います。当然。それを見たいで私たちは判断するわけですから。でもここでは存続と固定医の配置を求めるといふ請願について我々はどうするかということが優先されなければならないということですから、そういう細かいところまで調査して、そうしなければ結論を出すべきものでないということには私は同意できません。そういう細かいことを調査研究するのが、私たちが設けた特別委員会なわけですので、そこでやっていって、さらにそこで結論を出すかどうかはないと思いますよね・・・。

（場内ざわつく）

○議長（野口 俊明君） 静かに願いたいと思います。

○議員（7番 大森 正治君） 報告をすればいいわけですから。それはそこに譲ればい

いんです。そこで私はですね、この請願に賛成の討論をしたいんですが、大山診療所は、旧大山町大山地区を主とする地域住民の命と健康を守る拠点として重要な医療機関です。これはもう先ほども皆さんもおっしゃってくださったから 100%一致できる問題です。そのことは昔も今も、そしてこれからも変わらずその役割を担っております。そのことがこの診療所の存続と早急なる固定医の配置を願って住民が 1200 人以上も署名しているところに現れているわけです。まず私たち議員は、こうした住民の皆さんの強い願いに応えることこそ必要ではないでしょうか。何故なら地方自治体の基本は住民の福祉の向上を図ることにあるからです。

大山診療所の利用実績は、特に固定医が無くなって以降、確かに思わしくありませんが、診療所の存続廃止については、採算性よりも命と健康を守る視点を優先して検討すべきというふうに私は確信しております。そうは言っても利用実績をあげる努力は必要であります。今、芦田医師以下スタッフの皆さんも尽力されているところです。住民の皆さんの利用を高める手立てもさらに求められるところだというふうに思っております。固定医の早急の配置によって利用者が増えるという好循環、これを期待したいと思えます。それを質すためにもこの請願を採択して、行政のさらなる奮起を促そうではありませんか。以上、賛成討論といたします。（拍手あり）

〔「かしこい」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 皆さんにお願いしておきます。発言を許される者は議長が許可した人だけありますので、1つ皆さんこの議場におられる限り、よろしく願いいたします。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第 3 号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、請願第 3 号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。（拍手あり）

もう少し時間がありますが、もう正午になります。ここで休憩したいと思います。再開は午後 1 時といたします。休憩いたします。

午前 11 時 40 分休憩

午後 1 時再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

これから、請願第 4 号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願

について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、請願第3号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから、陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

#### 日程第16 発議案第7号

○議長（野口 俊明君） 日程第16、発議案第7号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。発議者 議会運営委員会委員長 野口 昌作君。

○議会運営委員長（野口 昌作君） 発議案第7号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関しまして、出産の場合の欠席の届



け出について、新たに規定するものであります。

以上で、発議案第7号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 発議案第8号、日程第18 発議案第9号

○議長（野口 俊明君） 日程第17、発議案第8号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書についてと、日程第18、発議案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員長 吉原 美智恵君。

○総務常任委員長（吉原 美智恵君） ただいま議題となりました、発議案第8号、第9号について提案理由のご説明をいたします。

まず、発議案第8号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書の提出についてですが、平成27年3月5日総務常任委員会に付託され、継続審査になっていました請願第2号 請願書「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出の請願につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書、治安維持法の犠牲者は、戦争に反対したために逮捕され、拷問による虐殺、また獄死するという多大な犠牲を受けた。戦後、治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされましたが、政府は謝罪も賠償もしていない。

治安維持法の制定から90年経過し、生存する犠牲者はわずかになっている。一日も早く政府による謝罪と賠償を実現することは、人道上当然の急務であり、再び戦争と暗黒政治を許さない証しとなるものである。

よって、国におかれましては、「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）を制定し、犠牲者に対して、謝罪と賠償を行うよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年6月23日、鳥取県大山町議会。宛先、内閣総理大臣 安倍晋三様、法務大臣 上川陽子様、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山崎正昭様。以上です。

続きまして、発議案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてですが、平成27年6月9日総務常任委員会に付託されました陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める陳情につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書、地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。記、

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。とくに、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。

2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集

中期間終了後の 2016 年度以降も継続すること。また、2015 年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。

4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 23 日、鳥取県大山町議会。宛先、内閣総理大臣 安倍晋三様、内閣官房長官 菅義偉様、総務大臣 高市早苗様、財務大臣 麻生太郎様、経済産業大臣 宮沢洋一様、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当) 甘利 明様、地方創生担当大臣 石破 茂様、以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(野口 俊明君) これから、発議案第 8 号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、発議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

○議長(野口 俊明君) これから、発議案第 9 号 地方財政の充実・強化を求める意見

書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 発議案第10号～日程第20 発議案第11号

○議長（野口 俊明君） 日程第19、発議案第10号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出についてと、日程第20、発議案第11号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書の提出についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員長 岩井美保子君。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） ただいま議題となりました、発議案第10号、第11号について提案理由のご説明をいたします。

まず、発議案第10号 年金削減のとりやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出についてですが、平成27年6月9日教育民生常任委員会に付託されました、請願第4号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

年金削減のとりやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書、物価が上がり消費税が増税されて、国民の生活は苦しくなっている。日本の年金受給者の多数派は低年金者である。とりわけ、一人暮らしの高齢者の生活は厳しさを増している。

低年金者にとって、命綱である年金の引き下げは、まさに死活にかかわる問題である。「特例水準解消」による年金の引き下げで、低年金者は大きな打撃を受けた。この上「マクロ経済スライド」により年金が下げ続けられることになれば、暮らしていけない高齢者が続出し、悲惨な状況が現出することは目に見えている。年金の引き下げは地域経済と地方財政にも大きな打撃である。

年金引き下げのとりやめは切実な願いである。このことは将来の年金者つまり現役の

人にとっても同様である。また、国民の生存権を守る全額国庫負担の「最低保障年金制度」も欠かせない。このような事態を踏まえて、下記事項について地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。記、

1. 年金削減をとりやめ、そのための「マクロ経済スライド」を廃止すること。
2. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を実現すること

平成 27 年 6 月 23 日、鳥取県大山町議会、内閣総理大臣 安倍晋三様、厚生労働大臣 塩崎恭久様。

次に、発議案第 11 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2016 年度政府予算に係る意見書の提出についてですが、同じく、平成 27 年 6 月 9 日教育民生常任委員会に付託されました陳情第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2016 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を發議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2016 年度政府予算に係る意見書、日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人あたりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 9 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちでのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2016 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

記、1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。平成27年6月23日、鳥取県大山町議会。内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、文部科学大臣 下村博文様、総務大臣 高市早苗様、以上でございます。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第10号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。

したがって、発議案第10号は、否決されました。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第11号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第11号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第21 発議案第12号

○議長（野口 俊明君） 日程第21、発議案第12号 安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）の慎重審議を求める意見書の提出についてを議題とし

ます。提案理由の説明を求めます。発議者 大森 正治君。

○発議者（7番 大森 正治君） 午前中の審議のなかで、安全保障関連法案に反対する請願が不採択となりましたので、せめて問題のあるこの法案、国民の間でもいろいろ議論されておりますので、慎重審議を求める意見書を提出する。その提案理由を述べたいと思います。

安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）、これの慎重審議を求める意見書の提出理由です。

安倍政権は、問題の大きい安全保障関連2法案、これを大幅に国会を延長してまで今国会中に成立させようとやっきになっております。これは憲法学者の多くが、この法案に憲法違反として反対し、また多くの国民が今国会での成立に反対しているなかであまりにも拙速であり、アメリカに約束してきたとはいえ、あまりにも成立ありきの姿勢であると言わざるを得ません。今日の日本海新聞にも共同通信社が世論調査した結果が出ていましたけれども、この3週間で11%もこの法案に対する反対が増えていると、6割近くの人達が反対しているという記事も第一面にも出ておりました。国のあり方を変えてしまう恐れが非常に強い法案だけに国民の理解と納得が極めて重要であると思います。

そのために国会での慎重なうえにも慎重な審議が必要と考えます。後世に禍根を残さないために、地方議会から慎重審議を求めることは、意義深いことではないかと言うふうに考えます。是非皆さんの賛同をお願いをしたいと思います。では意見書の提案をしたいと思います。読み上げます。見てください。

安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）の慎重審議を求める意見書、今国会で審議中の安全保障関連法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）は、集団的自衛権の行使を可能にし、これまでの法律の枠を超えて戦闘地域で武力行使を可能にする新法案や改定案である。それだけにこれまで60年以上積み重ねられてきた政府の解釈を180度変更するものであり、日本が戦争する国になるのではないかと言う疑念や不安が法律の専門家だけでなく、国民の間にも広がっている。

衆議院の憲法審査会に招致された参考人の憲法学者は、自民党・公明党・次世代の党推薦の参考人も含め全員が安全保障関連法案は、憲法違反であるとの意見を述べた。また憲法違反の安保関連法案の廃案を求める憲法学者は、6月11日現在で220人に拡大している。さらに安保関連法案に反対する学者の会は、戦争する国へ進む安全保障関連法案に反対しますとのアピールをネット上に公表し、これに賛同する全国の学者研修者は、僅か3日間で6月15日15時現在2,678人にのぼった。元自民党幹部や、閣僚であった山崎拓・亀井静香・藤井裕久・武村正義の4氏は、日本記者クラブで会見し、「法案が仮に成立すれば不戦国家から軍事力へとの大転換を意味し、国策を大きく誤ることになる、などの声明を発表した。現職の自民党議員の中でも、村上誠一郎衆議院議員は、この法案に強く反対している。国民世論はどうか、8日づけ読売新聞の世論調査による

と、「今国会の成立」に反対が 59%、賛成は 30%で 5 月と比べて、11 ポイント増加している。自治通信の世論調査（5 日から 8 日実施）では「廃案」が 12%、「今国会にこだわらず慎重審議」が 68.3%で、今国会での成立に反対あるいは否定的な声が 8 割超に上り、「今国会で成立させるべきだ」は、13.6%にとどまった。

国会論戦の中ではどうか。安倍首相が武力行使と後方支援の一体化について自らの答弁を事実上撤回したり、中谷防衛大臣が憲法をこの法案に適応させる発言をして撤回に追い込まれたりしている。また、担当閣僚の抽象的な説明の繰り返しや答弁不能によって審議が頻繁に中断している。

このように国会でも、国民の間でも安保法制関連法案の理解と納得が得られないまま、国会を延期してまで、法案成立を拙速に強行することは、日本の将来に大きな禍根を残すことになる。

よって、国のあり方を根本から変える恐れのある安保法制関連法案は、今国会の成立にこだわらず、慎重の上にも慎重な審議を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。ということで、今日づけで議長の名前で下に書いております 4 氏に提出したらというふうに考えています。

どうか、採択よろしくをお願いします。

○議長（野口 俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 12 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。

したがって、発議案第 12 号は、否決されました。

---

## 日程第 22 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第 22、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、

滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催されます、7 月 14 日から 7 月 16 日の市町村議会議員研修に、大杖正彦議員を、7 月 29 日から 7 月 31 日の市町村議会議員研修に、吉原美智恵議員と野口昌作議員を、8 月 3 日から 8 月 4 日の市町村議会議員特別セミナーに、西山富三郎議員と遠藤幸子議員を、8 月 30 日から 8 月 31 日の



市町村議会議員研修に、西尾寿博議員と圓岡伸夫議員を派遣するもの、また、8月24日に三朝町で開催される鳥取県町村議会議長会主催の広報研修会に米本隆記議員、圓岡伸夫議員、近藤大介議員、大杖正彦議員、大原広巳議員、加藤紀之議員の6人を派遣するもの、また、9月1日、伯耆町で開催される西部町村議会議長会主催の自治功労表彰式及び研修会に、議員全員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第23～27 閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第23、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計5件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第5回大山町議会定例会を閉会します。

---

○局長（手島 千津夫君） 互礼を行います。一同起立、礼。

---

午後1時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 岩井 美保子

署名議員 岡田 聰

署名議員（追加） 西山 富三郎